

令和3年度持続的生産強化対策事業のうち
時代を拓く園芸産地づくり支援
(水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進))

申請要領

令和3年2月
農林水産省生産局

令和3年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
(水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進))に係る申請要領

第1 総則

令和3年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援(水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進))(以下「本事業」という。)に係る事業申請については、この要領(以下「本要領」という。)に定めるものとします。

なお、本要領は、令和3年度政府予算原案に基づいて定めるものであり、今後変更があり得ますので、申請書類の作成に当たっては、御留意ください。

事業実施に当たっては、令和3年度一般会計予算の成立後に改正される持続的生産強化対策事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)等に基づき実施してください。

第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体、取組主体、事業内容及び事業手続の詳細等については、別紙1を御覧ください。

第3 補助対象経費の範囲

- 1 本事業において補助対象とする経費は、別紙1の事業内容を実施するために直接的に必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額等が確認できるものとします。
- 2 その経理に当たっては、別紙2の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して行うものとします。
- 3 申請に当たっては、令和3年度における所要事業費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額については、補助対象経費等の精査により減額することもありますので御留意ください。
- 4 補助率は別紙3のとおりです。

第4 補助金額の上限

補助金額の上限は、事業ごとに以下のとおりとし、申請する補助金額については、千円単位で計上することとします。

- 1 園芸作物導入促進事業
 - 1 取組主体当たり原則として3,000千円以内とします。
- 2 園芸作物転換強化事業
 - 1 取組主体当たり原則として50,000千円以内とします(ただし、機械・施設の

リース方式による導入等の取組のうち耐候性ハウスのリース導入を実施する場合の補助金額の上限は、1取組主体当たり100,000千円以内とします。)

第5 申請できない経費

- 1 国等の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組
- 2 水稻等から園芸作物への作付転換を主目的としない取組
- 3 農産物の生産費補てん（新品種・新技術等の実証及び加工品の試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補てん
- 4 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

第6 申請書類の作成、申請期間等

本事業への申請を希望する都道府県は、1に掲げる申請書類を作成し、申請期間中に提出先に送付してください。

1 申請書類

- (1) 都道府県事業計画書（別紙1の別添3）
- (2) (1)に関する添付書類
- (3) 申請書類チェックシート（別紙4）

2 申請期間及び期日

令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）

3 申請書類の提出先

本事業の申請書類は、都道府県を管轄する地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）まで提出してください。

4 申請書類の提出部数

各2部

5 提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は、本要領において定める申請様式により作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- (3) 申請書類の作成及び申請に係る経費は、申請者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールとし、やむを得ない場合には、地方農政局等の担当者に連絡の上、持参での提出も可能とします。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期間内に到着するようにしてください。

(6) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、地方農政局等の担当者に送付アドレスを確認し、件名を「令和3年度水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）」の申請書類（申請者名）」とし、本文に、「申請者名及び連絡先」を必ず記載し、送付してください。また、送付後、必ずメールが届いていることの確認を地方農政局等の担当者に行ってください。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は件名の申請者名を「申請者名・その〇（〇は連番）」としてください。

(7) 提出後の申請書類については、採用、不採用にかかわらず返却しません。

(8) 申請書類は封筒に入れ、「水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）申請書類在中」と封筒の表に朱書きの上、提出してください。

(9) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

第7 補助金の配分額

本事業に申請のあった都道府県への補助金額の配分は、別紙5のとおりとします。

第8 事業実施主体に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体及び取組主体（以下「事業実施主体等」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 事業実施主体等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 事業実施主体等は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的な使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体等は、令和3年度一般会計予算の成立後に改正される実施要綱、補助金交付要綱等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、取組主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることがあります。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は取組主体及び本事業の一部を受託する団体等に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを約していただきますので、その旨御了解していただいた上で申請願います。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を取組主体及び本事業の一部を受託する団体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、取組主体及び本事業の一部を受託する団体等は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付させることがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体等は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めることとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表してもらうことがあります。

なお、事業実施主体等が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出することとします。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体等が妨げることはできないものとします。

7 その他

本事業の実施による産地の農業経営の変化等、事業実施による効果を把握し、今後の政策立案等に反映させるため、成果目標年度の翌年度に別紙6を提出いただくこととしていますので、あらかじめ御了解いただくとともに、御協力をお願いいたします。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
(水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進))

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、水田農業における高収益な園芸作物の導入及び水田地帯における園芸作物の産地化を実現するため、園芸作物導入の第1歩となる取組を支援する「園芸作物導入促進事業」並びに園芸作物の本格的な生産の取組を支援する「園芸作物転換強化事業」を実施することとし、事業実施主体は、取組主体が実施する以下の取組を支援することができるものとする。なお、取組主体は、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。

(1) 園芸作物導入促進事業

事業内容は以下のとおりとし、取組主体は、以下の取組を行うものとする。なお、アの(ア)の取組は必須とする。

ア 産地の合意形成に向けた取組

(ア) 園芸作物導入検討会の開催

水田地帯における米、麦、大豆、そば及びなたね(以下「水稻等」という。)から園芸作物への作付転換を円滑かつ着実に進めるため、水田地帯における園芸作物の導入に向けて技術面や販売面での課題抽出、その課題解決に向けた取組内容、導入のスケジュール等を検討する検討会を開催するものとする。

(イ) 園芸作物導入産地事例調査の実施

水田地帯における園芸作物の導入に当たり、収穫用の機械等の導入による省力化栽培体系確立の検討その他の既に園芸作物を導入している産地の事例調査等を実施するものとする。

イ 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組

(ア) 園芸作物栽培試験の実施

水田地帯において、産地の気象や土壌条件に適した園芸作物品種の選定に必要な栽培試験、栽培技術の実証等の栽培技術の習得その他の生産の安定化に必要な取組を行うものとする。

(イ) 実需者ニーズの把握のための調査の実施

実需者ニーズに対応した園芸作物の生産及び出荷を行うために必要な実需者等へのヒアリング調査、中間事業者(産地と食品製造業者等(食品製造業者、外食事業者、花き販売者等をいう。以下同じ。))をつなぎ、生産者から購入した園芸作物を食品製造業者等のニーズに合わせ、場合によっては、選別、調整、加工等も行った上で供給することに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。)等の実需者や有識者の現地招へい等を行うものとする。

(2) 園芸作物転換強化事業

事業内容は以下のとおりとし、取組主体は、以下の取組を行うものとする。なお、アの（ア）の取組は必須とする。

ア 産地の合意形成に向けた取組

（ア）協議会の開催

水稻等から園芸作物への作付転換を円滑かつ着実に進めるため、技術面や販売面における課題抽出、その解決に向けた取組内容、スケジュールの検討その他の産地の合意形成に必要な事項について意見交換を行う協議会を開催するものとする。

（イ）園芸作物の生産体制の整備

水稻等から園芸作物への作付転換に際し、園芸作物の生産及び供給体制を整備するため、専門家を招いての講習会開催や、水田地帯において水稻等から園芸作物への作付転換に取り組んでいる先進産地の調査、農業機械・農作業の共同化・最適化や作業性の向上に向けた検討会等を行うものとする。

イ 栽培技術の確立等に向けた取組

（ア）試験栽培の実施

実需者ニーズを踏まえた園芸作物の生産及び供給体制の構築に必要な栽培技術の確立のための栽培実証試験、導入効果の分析、栽培マニュアルの作成、技術講習会の開催等を行うものとする。

（イ）品種の加工適性試験

実需者に求められる品種の加工適性を評価するための検討会、加工適性試験等を行うものとする。

（ウ）GAP・トレーサビリティ手法の導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、GAPやトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システム実証、マニュアル作成等を行うものとする。

（エ）販路拡大の取組

販路の拡大に向け、新たな実需者の取扱いの意向や新商品開発等の新たなニーズ等を把握するため、意見交換会、生産者と実需者等とのマッチング交流会の開催等を行うものとする。

ウ 機械・施設のリース方式による導入等の取組

水田地帯において、水稻等から園芸作物に作付転換することによりまとまった面積の園芸産地を育成するために必要な以下の取組を行うものとする。

（ア）農業機械、園芸用ハウス等の園芸生産施設（以下「機械・施設」という。）のリース方式による導入

（イ）省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入

（ウ）栽培技術の確立に向けた栽培実証試験や技術講習会の開催

2 補助要件

（1）取組主体

事業実施主体が支援する取組主体は、事業ごとに以下のとおり定めるものとする。

ア 園芸作物導入促進事業

事業実施主体が支援する取組主体は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体であること。

a 農業協同組合連合会

b 農業協同組合

c 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）

d 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 299 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）

e 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）

f 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

(イ) 受益農業従事者が 5 名以上であること。

イ 園芸作物転換強化事業

事業実施主体が支援する取組主体は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 以下の者から構成される協議会であること。

なお、a 及び b については、必須の構成員とする。

a 生産者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。）

b 実需者（中間事業者を含む。以下同じ。）

c 本事業の実施を行う上で必要な地方公共団体等

(イ) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(ウ) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(2) 対象品目

本事業の対象とする品目は、以下のとおりとする。

ア 園芸作物導入促進事業

野菜、果樹及び花き

イ 園芸作物転換強化事業

野菜及び花き

(3) その他

ア 都道府県知事が第 2 の 1 (2) により作成する都道府県事業計画（以下「都道府県計画」という。）に記載された取組が、事業趣旨に照らし適切な内容であり、かつ、成果目標の達成に結びつくものであることを要するものとする。

イ 取組主体が取組を行う地域は、水稻等を主体とする土地利用型作物の生産を行う地区を有し、かつ、当該地区の水田地帯において水稻等から園芸作物への作付けを転換することにより新しい園芸作物産地を育成するに当たって、技術面や販売面で新たに直面する課題の解決に取り組む地域であることを要することとする。

ウ 第1の1の(1)の事業を実施する場合、取組主体は都道府県の普及指導センター等からの技術面、販売面等の助言・指導を受けることが確実であることを要することとする。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

本事業の成果目標は事業ごとに以下のとおりとする。

ア 園芸作物導入促進事業

取組主体は、成果目標年度において、当該水田地域の水稻等から新たに園芸作物へ作付け転換することで、当該取組主体における園芸作物の作付面積を増加させる目標を設定するものとする。

なお、成果目標年度における園芸作物の作付面積について、1年に複数回の作付けが行われる園芸作物に取り組む場合にあっては、当該複数回作付けされる面積の延べ面積を勘案して設定できるものとする。

イ 園芸作物転換強化事業

取組主体は、成果目標年度において、当該水田地域の水稻等から新たに園芸作物へ作付け転換することで、当該協議会の構成員である実需者のニーズに即した産地体制を確立するために、当該産地の面積規模の30%以上について当該実需者との契約取引を行うものとする。

なお、成果目標年度における園芸作物の産地の面積規模は、1年に複数回の作付けが行われる園芸作物に取り組む場合にあっては、当該複数回作付けされる面積の延べ面積を勘案して設定することができるものとする。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業の終了後(同一の取組主体が複数年度事業に取り組む場合は、当該取組主体が事業計画の承認を受けた初年度の事業の終了後。以下同じ。)3年を経過した日の属する年度とする。

ただし、園芸作物導入促進事業において、果樹の取組を実施する場合には、事業の終了後10年を経過した日の属する年度とする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

(1) 取組主体は、園芸作物導入促進事業を実施する場合は、別添1により産地導入促進事業計画、園芸作物転換強化事業を実施する場合は、別添2により産地転換強化事業計画を作成し、当該取組主体の主な事務所が所在する都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認められた場合は、別添3により都道府県計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては、北海道農政事務局長。沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 事業の承認

(1) 地方農政局長等は、1の(2)により提出された都道府県計画について、第1の2の補助要件を満たしているか審査を行い、適切と認められた場合は、その結果について農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に報告するものとする。

(2) 生産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第3の1の配分基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった産地導入促進事業計画並びに産地転換強化事業計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の承認に基づき、該当する取組主体の産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を承認し、当該取組主体に通知するものとする。

(5) 生産局長は、本要領に基づき選出された補助金交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。

(6) 本事業の事業実施計画の重要な変更は、持続的生産強化対策事業実施要綱第6の1の(2)のウのほか、以下のとおりとする。

ア 取組主体の変更

イ 取組主体ごとに事業費の30%を越える増又は国庫補助金の増

ウ 取組主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%越える減

エ 成果目標の変更

オ 事業実施主体による園芸作物導入促進事業及び園芸作物転換強化事業の相互間における国費の増減

3 産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画の審査基準

(1) 都道府県知事は、1の(2)の審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 第1の1の(2)のウの機械・施設のリース方式による導入、省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入を実施する場合は、第3の2の機械・施設のリース方式による導入等の取組に関する留意事項をそれぞれ満たしていること。

イ 第1の2の補助要件を満たしていること。

ウ 第1の3の成果目標を設定していること。

エ 当該都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

(2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らし、適切な産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画について、別添4の採択基準により取組主体ごとにポイントを付与し、1の(2)の都道府県計画にポイントを記載の上、地方農政局長等へ

提出するものとする。

なお、都道府県計画の提出に当たっては、対応する産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を添付するものとする。

第3 その他

1 配分基準

本事業の都道府県の補助金の配分については、別紙5のとおりとする。

2 機械・施設のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

(1) 第1の1の(2)のウの取組のうち機械・施設のリース方式による導入及び省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入を行う場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 機械・施設のリース方式による導入や省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入の規模は、当該取組主体が成果目標に掲げる目標面積の生産に必要な機械・施設の規模に基づいて決定することができるものとする。

イ 機械・施設のリース料助成金の額は、対象機械ごとに次の(ア)及び(イ)の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格(園芸施設のリース導入に取り組む場合は、内部施設の設置費用を含む。)及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1／2以内

(イ) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1／2以内

ウ 取組主体は、リース内容や対象機械・施設の決定根拠等に係る事項を産地転換強化事業計画に記載することとする。

エ 対象機械・施設の範囲

導入する機械・施設は、本事業で補助の対象となる園芸作物生産に必要な機械・施設であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械・施設は導入することができないものとする。

(ア) トラクター

(イ) 農業以外の用途への汎用性の高いもの(例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

(ウ) 中古の機械・施設

(エ) 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械・施設

(オ) ビニールハウス等の自力施工が可能な園芸施設

オ 利用条件

- (ア) 取組主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した機械・施設を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の機械・施設の利用方針を別途設定するものとする。
- (イ) 本事業で助成の対象となる機械・施設のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）にかかわらずリース方式による導入ができるものとする。
- (ウ) 導入する機械・施設は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

カ リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する取組主体又は取組主体の構成員（以下「取組主体等」という。）と当該取組主体等が導入する対象機械・施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (ア) リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。
- (イ) リース期間が1年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。
- (ウ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

キ リース事業者及びリース料の決定等

取組主体等は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

- (ア) 本取組によりリース事業者に機械・施設を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について都道府県知事から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。
- (イ) 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について都道府県知事から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

ク 助成金の支払申請に係る書類

- (ア) 取組主体は、キの入札結果及びリース契約に基づき機械・施設を導入する場合は、都道府県知事に対し助成金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。
- (イ) 都道府県知事は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、2の（1）のイに定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該取組主体にリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該取組主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

- (2) 第1の1の(2)のウの(イ)の省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入に取り組む場合は、以下の点に留意するものとする。
- ア 補助対象となる生産資材は、本事業の趣旨に即して水稻等から園芸作物への作付転換を行う際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）であること。
- イ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入すること。
- (3) スマート農機（自動収穫機、GPS 車速連動施肥機等）や IoT 機器（環境制御施設、遠隔灌漑水管理システム）等のリース導入等を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、取組主体は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

3 推進指導等

- (1) 都道府県は、当該取組主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、取組主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (2) 都道府県知事は、取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。
- この場合、都道府県知事は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

4 管理運営

- (1) 本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

5 次の取組は、補助対象としない。

- (1) 国等の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 水稻等から園芸作物への作付転換を主目的としない取組

- (3) 農産物の生産費補てん（新品種・新技術等の実証及び加工品の試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補てん
- (4) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

別添 1

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

申請者名
所在地
代表者氏名

令和3年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
（水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）（園芸作物導入促進
事業））の事業実施計画の承認申請について

令和3年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり
支援（水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）（園芸作物導入促進事
業））を実施したいので、関係書類を添えて承認申請する。

注 関係書類として、別添1-1産地導入促進事業計画を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物導入促進事業））

産地導入促進事業計画書

事業実施年度： _____ 年度

取組主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

第1 取組主体

1 取組主体名及び代表者

--

2 取組主体の現状

--

注：取組主体における現状の栽培品目、経営面積等を記載

3 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス
--

4 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス
--

5 技術面、販売面等の助言・指導体制

助言・指導を行う機関等の名称	所属	担当者名	助言・指導の内容	備考

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
1 産地の合意形成に向けた取組	円	円	円	円	定額	
園芸作物導入検討会の開催					定額	
園芸作物導入産地事例調査の実施					定額	
2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組					定額	
園芸作物栽培試験の実施					定額	
実需者ニーズ把握のための調査の実施					定額	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2:本要領別紙3に記載のある取組内容・補助率ごとに記入すること。

注3:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4:1取組主体当たりの国庫補助の申請上限額は3,000千円とする。

対象品目	
------	--

注:本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

2 事業完了(予定)年月日 年 月 日

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 成果目標

(1) 水稲等からの転換による園芸作物の作付面積

品 目	地 区	水稲等からの転換による園芸作物の作付面積				備 考
		初年度 (年度)	2 年目	3 年目	目標年度 (年度)	
		a	a	a	a	
合計						

注1：複数の作物や品目に取り組む場合、合計面積を記載すること。

ただし、果樹とその他の作物に取り組む場合は、果樹とその他の作物に分けて成果目標を設定することとする。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

注3：前年度本事業を実施しており、添付書類の内容に変更が無い場合は、省略することができる。

(2) 取組の結果及び評価方法

--

注：取組の結果及び評価方法が、定量的に評価できるよう、その内容を記入すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取 組 の 内 容	
	産地の合意形成に向けた取組	品種の選定や出荷先の確保に向けた取組
年 月		
年 月		
年 月		

注：適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

(1)産地の合意形成に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)園芸作物導入検討会の開催	4月、8月、2月		
(例)園芸作物導入産地事例調査の実施	8月	水稲から野菜への転換に先進的に取り組むJA〇〇(〇市)へ生産技術に係る現地調査	

注1:「取組内容」の欄については、本要領別紙1の第1の1の(1)のアの取組内容ごとに記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

(2)品種の選定や出荷先の確保に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)園芸作物栽培試験の実施	8~12月	〇〇(品目)に係る水田での栽培実証を実施	

注1:「取組内容」の欄については、本要領別紙1の第1の1の(1)のイの取組内容ごとに記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
園芸作物導入促進事業	円	円	円	円	
1 産地の合意形成に向けた取組					
2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組					
合計					

注1:「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2:事業費=国庫補助+自己負担+その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
園芸作物導入促進事業		—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

注1：本要領別紙2の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）（前年度、事業を実施しており内容に変更がない場合は省略することができる。）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他、都道府県知事が必要と認める資料

別添 2

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

申請者名
所 在 地
代表者氏名

令和3年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
（水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）（園芸作物転換強化
事業））の事業実施計画の承認申請について

令和3年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり
支援（水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）（園芸作物転換強化事
業））を実施したいので、関係書類を添えて承認申請する。

注 関係書類として、別添2-1の産地転換強化事業計画を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物転換強化事業））

産地転換強化事業計画書

事業実施年度： _____ 年度

取組主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
1 産地の合意形成に向けた取組	円	円	円	円	定額	
協議会の開催					定額	
園芸作物の生産及び供給体制の整備					定額	
2 栽培技術の確立等に向けた取組					定額	
試験栽培の実施					定額	
品種の加工適性試験					定額	
GAP・トレーサビリティ手法の導入					定額	
販路拡大の取組					定額	
3 機械・施設のリース方式による導入等の取組					定額、1/2	
機械・施設のリース方式による導入					1/2	
省力化・安定生産に必要な生産資材の導入					1/2	
栽培技術の確立や研修会の開催					定額	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2:本要領別紙3に記載のある取組内容・補助率ごとに記入すること。

注3:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4:1取組主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

ただし、耐候性ハウスのリース導入に取り組む場合は、1取組主体当たりの国庫補助の申請上限額を100,000千円とする。

対象品目	
------	--

注:本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 成果目標

(1) 契約取引の割合

品目	地区	契約取引の割合				備考
		初年度 (年度)	2年目	3年目	目標年度 (年度)	
		%	%	%	%	
合計						

注1：複数の作物や品目に取り組む場合、合計面積の契約割合が30%以上であることとする。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

注3：契約取引を数量契約で行う場合は、当該ほ場で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。）で除して算出した面積により、これと替えることができるものとする。

注4：前年度園芸作物転換促進事業（都道府県推進）を実施しており、添付書類の内容に変更が無い場合は、省略することができる。

(2) 取組の結果及び評価方法

--

注：取組の結果及び評価方法が、定量的に評価できるよう、その内容を記入すること。

第3 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取組の内容		
	産地の合意形成に向けた取組	栽培技術の確立等に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組
年 月			
年 月			
年 月			

注:適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

(1)産地の合意形成に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)協議会の開催	4月、8月、2月		
(例)園芸作物の生産及び供給体制の整備	8月	水稻等から野菜への転換に先進的に取り組むJA〇〇(〇市)へ生産技術に係る現地調査	

注1:「取組内容」の欄については、本要領別紙1の第1の1の(2)のアの取組内容ごとに記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

(2)栽培技術の確立等に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)試験栽培の実施	8~12月	〇〇(品目)に係る転作栽培実証を実施	

注1:「取組内容」の欄については、本要領別紙1の第1の1の(2)のイの取組内容ごとに記入すること。

注2:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

(3)機械・施設のリース方式による導入等の取組

取組内容	導入時期	具体的な内容	備考

注1:「取組内容」の欄については、本要領別紙1の第1の1の(2)のウの取組内容ごとに記入すること。

注2:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。

注3:機械・施設のリース方式による導入を実施する場合は、4を記入すること。

注4:適宜、行を追加して記入すること。

3 実証ほ場の設置(本事業の各取組において、実証ほ場を設置する際は以下の内容を記載すること。)

(1)実証ほの設置に係る取組(該当する取組全てに○を記載すること(複数記載可。))

栽培技術の確立等に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組
----------------	----------------------

(2)実証ほの内容

品目	設置場所	ほ場面積 (a)	具体的な取組内容	管理責任者	備考
計	—		—		

注1:「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2:「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

4 機械・施設のリース導入に係る事項

(1)リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型式	台数・面積	機械・施設管理 者	保管・設置場所	備考

注:対象機械・施設が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

(2) 導入する機械・施設の規模決定根拠

機械・施設名	リース物件価格 (千円)	リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする機械・施設の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3) リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者 (いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式 (いずれかに○)		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械・施設のリース料等

リース期間	開始月～終了月 (※1)	年 月	～	年 月	(月)	備考
	リース借受日から○年間 (※2)				(年)	
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①				(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②				(円)	
リース料助成申請額	③				(円)	
リース諸費用(消費税抜き)	④				(円)	

消費税	⑤	(円)
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤		(円)
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。		
I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2 以内		II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

5 生産資材の購入に係る事項

資材名	個数	使用面積	単価	事業費	うち助成申請額	備考

注：以下の書類を添付すること。

- ① 複数の販売会社の見積書等の写し（全社分）
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

第4 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
園芸作物転換強化事業	円	円	円	円	
1 産地の合意形成に向けた取組					
2 栽培技術の確立等に向けた取組					
3 機械・施設のリース方式による導入等の取組					
合計					

注1：「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2：「区分」欄の3の取組を実施するに当たり、補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
園芸作物転換強化事業		—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

注1：本要領別紙2の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第5 協議会構成及び執行体制

協議会構成員		区分			
名 称	所 在 地	生産者	実需者	行政	その他
J A O O（代表団体）					
〇〇共済組合					
農地所有適格法人 〇〇					
有限会社 〇〇法人					

〇〇大学（オブザーバー）				
〇〇市役所（オブザーバー）				
協議会代表者名	JA〇〇 △△ ××			
事務代表者名	JA〇〇 〇〇部長 ◇◇ ▲▲			
会計責任者名	JA〇〇 〇〇部長 〇〇振興課 課長 ◇◇ ▲▲			

注1：協議会構成員の「名称」欄に、協議会の代表団体が分かるよう記載すること。また、オブザーバーについても同様に記載すること。

注2：構成員の位置づけられる段階（生産者、実需者、行政）に○印を記載すること。また、その他の場合は、該当する業種等を記載すること。

注3：本要領別紙1の第1の2の（1）のイの（イ）及び（ウ）に定める協議会規約及び執行体制等の分かる資料を添付すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）（前年度、本事業を実施しており内容に変更がない場合は省略することができる。）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 本事業で取り組む内容の機械・施設、生産資材等のパンフレット又は見積書
- 4 その他、都道府県知事が必要と認める資料

別添 3

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
（都道府県名）
所 在 地
知 事 氏 名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
（水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進））の事業実施計画の
承認申請について

令和 3 年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり
支援（水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進））を実施したいので、関
係書類を添えて承認申請する。

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- 〔 ・別添 3 - 1（都道府県事業計画書）
 ・別添 1 の産地導入促進事業計画及び別添 2 の産地転換強化事業計画の写し
 及び当該計画の審査の際に使用した書類の一覧表 〕

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田高収益作物導入推進事業（都道府県推進）

都道府県事業計画書（都道府県計画）

事業実施年度： 年度

都道府県名：

合計					
----	--	--	--	--	--

注1：「整理番号」欄は、産地導入促進事業計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2：「ポイント」欄は、別添4の「1. 園芸作物導入促進事業の採択基準」に基づき付与したポイントを記入すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

(2) 園芸作物転換強化事業

整理番号	ポイント	取組主体名	事業費 円	負担区分			備考
				国庫補助 円	自己負担 円	その他 円	
合計							

注1：「整理番号」欄は、産地転換強化事業計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。

注2：「ポイント」欄は、別添4の「2. 園芸作物転換強化事業の採択基準」に基づき付与したポイントを記入すること。

注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

3 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第3 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
国庫補助金		—	—	—	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
園芸作物導入促進事業		—	—	—	—
園芸作物転換強化事業		—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

注：適宜、行を追加して記入すること。

第4 添付資料

- (1) 取組主体ごとの別添1「産地導入促進事業計画書」及び別添2「産地転換強化事業計画書」の写し
- (2) 別添3-2及び別添3-3「取組の概要（個票）」
- (3) その他、地方農政局長等が必要と認める資料

取組の概要（個票）

事業名	園芸作物導入促進事業			
取組主体名		ポイント		整理番号
事業費	円 （うち国庫補助：円） 自己資金：円 その他：円			
対象品目				
成果目標	園芸作物の作付面積の増加			
	a			
取組内容				
事業目的との整合性、事業効果				
事業要件				
取組主体の適格性等				
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	事業内容		取組の有無	適格性
	1 産地の合意形成に向けた取組			
	園芸作物導入検討会の開催（定額）			
	園芸作物導入産地事例調査の実施（定額）			
	2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組			
園芸作物栽培試験の実施（定額）				
実需者ニーズ把握のための調査の実施（定額）				
備考				

注1: 「ポイント」欄は、本要領別添4の「1. 園芸作物導入促進事業の採択基準」に基づき付与したポイントを記入すること。
また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。

注2: 「整理番号」欄は、産地導入促進事業計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。

注3: 「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

取組の概要（個票）

事業名	園芸作物転換強化事業			
取組主体名		ポイント		整理番号
事業費	円 （うち国庫補助：円） 自己資金：円 その他：円			
対象品目				
成果目標	契約取引の割合 _____ %			
取組内容				
事業目的との整合性、事業効果				
事業要件				
取組主体の適格性等				
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	事業内容		取組の有無	適格性
	1 産地の合意形成に向けた取組			
	┆協議会の開催（定額）			
	┆園芸作物の生産及び供給体制の整備（定額）			
	2 栽培技術の確立等に向けた取組			
	┆試験栽培の実施（定額）			
	┆品種の加工適性試験（定額）			
	┆GAP・トレーサビリティ手法の導入（定額）			
	┆販路拡大の取組（定額）			
	3 機械・施設のリース方式による導入等の取組			
┆機械・施設のリース方式による導入（1/2以内）				
┆省力化・安定生産に必要な生産資材の導入（1/2以内）				
┆栽培技術の確立に向けた栽培実証や技術講習会の開催（定額）				
備考				

注1: 「ポイント」欄は、本要領別添4の「2. 園芸作物転換強化事業の採択基準」に基づき付与したポイントを記入すること。
また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。

注2: 「整理番号」欄は、産地転換強化事業計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。

注3: 「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

(別添4)

1. 園芸作物導入促進事業の採択基準

区 分	指 標	備 考
1. 成果目標の作付面積規模 当該水田地帯において、水稻等から新たに園芸作物に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。	① 露地野菜又は果樹の合計面積 ・ 2ha 未満・・・1ポイント ・ 2ha 以上・・・2ポイント ・ 5ha 以上・・・3ポイント ・ 10ha 以上・・・5ポイント ・ 15ha 以上・・・7ポイント ・ 20ha 以上・・・10ポイント ② 施設野菜又は花きの合計面積 ・ 1ha 未満・・・1ポイント ・ 1ha 以上・・・2ポイント ・ 2ha 以上・・・3ポイント ・ 4ha 以上・・・5ポイント ・ 6ha 以上・・・7ポイント ・ 8ha 以上・・・10ポイント	左記①及び②の双方のポイントが付与される場合は、それらを合計することとする。 ただし、最大ポイントは10ポイントとする。
2. 主食用水稻からの転換面積規模 事業開始年度の前年度において主食用水稻を作付した面積から新たに園芸作物に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。	・ 1ha 以上・・・1ポイント ・ 3ha 以上・・・2ポイント ・ 5ha 以上・・・3ポイント	
3. 取組効果加算 事業実施年度の前年度の園芸作物導入促進事業の取組主体が、本事業を継続的に実施する場合は加算できるものとする。	3ポイント	
4. 都道府県加算 取組主体が策定する産地導入促進事業計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した計画について加算できるものとする。	9ポイント	一の又は複数の産地導入促進事業計画に加算できるものとする。 ただし、一地区当たりには3ポイントまでとする。
5. 水田農業の高収益化に向けた体制整	3ポイント	

<p>備</p> <p>水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号令農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく産地推進計画をいう。）に本事業の取組が位置付けられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。</p>		
<p>6. 輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）との連携</p> <p>実施要綱第5の2の輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）において、本事業の活用が位置付けられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。</p>	<p>3ポイント</p>	<p>本区分によりポイントを加算した場合、事業開始までに、取組主体のうち1者以上がGFPコミュニティサイトへの登録を行うものとする。</p>
<p>7. 革新計画との連携</p> <p>取組主体が、持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業に基づき策定した計画又はスマート農業総合推進対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け農会第862号農林水産事務次官依命通知）のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援に基づき策定した計画を策定している場合若しくは計画に参画している場合は加算できるものとする。</p>	<p>3ポイント</p>	
<p>8. 農福連携の推進</p> <p>取組主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障</p>	<p>3ポイント</p>	

害者雇用とみなすことができるものとする。		
----------------------	--	--

2. 園芸作物転換強化事業の採択基準

区 分	指 標	備 考
<p>1. 成果目標の産地規模</p> <p>当該水田地帯において、水稻等から新たに園芸作物に作付け転換する面積の規模で評価を行うものとする。</p>	<p>① 露地野菜又は果樹の合計面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ha 未満・・・1ポイント ・ 2 ha 以上・・・2ポイント ・ 5 ha 以上・・・3ポイント ・ 10ha 以上・・・5ポイント ・ 15ha 以上・・・7ポイント ・ 20ha 以上・・・10ポイント <p>② 施設野菜又は花きの合計面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ha 未満・・・1ポイント ・ 1 ha 以上・・・2ポイント ・ 2 ha 以上・・・3ポイント ・ 4 ha 以上・・・5ポイント ・ 6 ha 以上・・・7ポイント ・ 8 ha 以上・・・10ポイント 	<p>左記①及び②の双方のポイントが付与される場合は、それらを合計することとする。</p> <p>ただし、最大ポイントは10ポイントとする。</p>
<p>2. 主食用水稻からの転換面積規模</p> <p>事業開始年度の前年度において主食用水稻を作付した面積から新たに園芸作物に作付け転換する面積の規模で評価を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ha 以上・・・1ポイント ・ 3 ha 以上・・・2ポイント ・ 5 ha 以上・・・3ポイント 	
<p>3. 契約取引の割合</p> <p>当該目標で設定する面積の30%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30%以上・・・5ポイント ・ 40%以上・・・6ポイント ・ 50%以上・・・7ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が30%以上であること。 ・ 複数の品目で取り組む場合は、合計面積の契約割合が30%以上であること。
<p>4. 取組効果加算</p> <p>事業実施年度の前年度の園芸作物転換強化事業の取組主体又は園芸作物導入促進事業の取組主体を含む協議会</p>	<p>3ポイント</p>	

<p>が、本事業を実施する場合は加算できるものとする。</p>		
<p>5. 都道府県加算</p> <p>取組主体が策定する産地転換強化事業計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した産地転換強化事業計画について加算できるものとする。</p>	<p>9ポイント</p>	<p>一の又は複数の産地転換強化事業計画に加算できるものとする。</p> <p>ただし、一地区当たりに加算できるポイントは3ポイントまでとする。</p>
<p>6. 水田農業の高収益化に向けた体制整備</p> <p>水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号令農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく産地推進計画をいう。）に本事業の取組が位置付けられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。</p>	<p>3ポイント</p>	
<p>7. 輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）との連携</p> <p>実施要綱第5の2の輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）において、本事業の活用が位置付けられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。</p>	<p>3ポイント</p>	<p>本区分によりポイントを加算した場合、事業開始までに、取組主体の構成員である生産者又は実需者1者以上がGFPコミュニティサイトへの登録を行うものとする。</p>
<p>8. 革新計画との連携</p> <p>取組主体が、持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業に基づき策定した計画又はスマート農業総合推進対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け農会第862号農林水産事務次官依命通知）の</p>	<p>3ポイント</p>	

<p>うち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援に基づき策定した計画を策定している場合若しくは計画に参画している場合は加算できるものとする。</p>		
<p>9. 農福連携の推進</p> <p>協議会を構成する生産者が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託している場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。</p>	<p>3ポイント</p>	

(別紙2)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体等が会議室を所有している場合は、事業実施主体等の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	

	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体等の代表者及び事業実施主体等に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費 	

（注1）上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体等で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

（注2）補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

取組内容	補助率
<p>1 園芸作物導入促進事業</p> <p>(1) 産地の合意形成に向けた取組</p> <p>① 園芸作物導入検討会の開催</p> <p>② 園芸作物導入産地事例調査の実施</p> <p>(2) 品種の選定や出荷先の確保</p> <p>① 園芸作物栽培試験の実施</p> <p>② 実需者ニーズの把握のための調査の実施</p>	<p>定額</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p> <p>定額</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p>
<p>2 園芸作物転換強化事業</p> <p>(1) 産地の合意形成に向けた取組</p> <p>① 協議会の開催</p> <p>② 園芸作物の生産及び供給体制の整備</p> <p>(2) 栽培技術の確立等に向けた取組</p> <p>① 栽培試験の実施</p> <p>② 品種の加工適性試験</p> <p>③ GAP・トレーサビリティ手法の導入</p> <p>④ 販路拡大の取組</p> <p>(3) 機械・施設のリース方式による導入等</p> <p>① 機械・施設のリース方式による導入</p> <p>② 省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入</p> <p>③ 栽培技術の確立に向けた栽培実証試験や技術講習会の開催</p>	<p>定額</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p> <p>定額</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p> <p>定額、1/2以内</p> <p>(1/2以内)</p> <p>(1/2以内)</p> <p>(定額)</p>

申請書類チェックシート(園芸作物導入促進事業用)

都道府県名(課名)	
取組主体名	
実施事業名	園芸作物導入促進事業

整理 番号	
----------	--

※ 都道府県計画の整理番号と一致させること

確認項目	取組主体 チェック欄	確認方法	都道府県 チェック欄	地方農政局 等 チェック欄
	取組主体が、本要領別紙1に規定されている要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
取組を実施する地域が、本要領別紙1に規定されている対象地域である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取組内容が、水稻等から園芸作物へ転換するに当たって、技術面や販売面での課題抽出やその解決に向けた取組となっている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請されている経費が補助対象経費であり、また、過大な事業になっていない。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本要領別紙1に規定されている事業内容、補助対象経費が計画に記載されている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
目標年度は、適正である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
成果目標は、適正である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本要領別紙1に規定されている補助要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本要領別紙1に規定されている実施基準を遵守している。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付資料が添付されており、その内容も適正である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

申請書類チェックシート(園芸作物転換強化事業用)

都道府県名(課名)	
取組主体名	
実施事業名	園芸作物転換強化事業

整理番号	
------	--

※ 都道府県計画の整理番号と一致させること

区分	確認項目	取組主体 チェック欄	確認方法	都道府県	地方農政局 等
				チェック欄	チェック欄
共通	取組主体が、本要領別紙1に規定されている要件を満たす協議会である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	取組を実施する地域が、本要領別紙1に規定されている対象地域である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	取組内容が、水稻等から園芸作物へ転換するに当たって、技術面や販売面での課題抽出やその解決に向けた取組となっている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請されている経費が補助対象経費であり、また、過大な事業になっていない。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本要領別紙1に規定されている事業内容、補助対象経費が計画に記載されている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	目標年度は、適正である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	成果目標は、適正である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	成果目標の設定に当たって、参加農家が本事業に関する意向を適切に把握している。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本要領別紙1に規定されている補助要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本要領別紙1に規定されている実施基準を遵守している。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付資料が添付されており、その内容も適正である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
機械・施設リース	補助対象外の機械・施設を含んでいない。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用条件の要件を満たしている(利用規模の下限面積、動産総合保険等の保険、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインへの準拠等)。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「リース契約の条件」の要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一般競争入札を実施している。または、一般競争入札以外の方法の場合、その選定の考え方を産地計画書に記載している。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生産資材の導入	導入する生産資材が事業実施に直接要するものである。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	導入する資材の数量等が適正なものである。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	導入に際して、複数の販売会社から見積もりを取ることにより事業費の低減を図っている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	パイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度等に加入している。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）の配分基準について

水田農業高収益作物導入促進事業（都道府県推進）の都道府県への補助金の配分については、以下のとおりとする。

第1 都道府県配分額の算定

各都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

- 1 都道府県知事は、当該都道府県の取組主体から提出のあった産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を審査し、本要領に照らして内容が適切であると認められる場合は、別紙1の別添4の採択基準に基づきポイントを付与し、当該都道府県を管轄する地方農政局長等へ都道府県計画を提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出のあった計画を審査し、配分対象となる産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、生産局長に提出するものとする。
- 3 生産局長は、2により提出のあった計画について、産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として地方農政局長等に通知することとする。

地方農政局長等は、その通知に基づき、当該都道府県を補助金交付候補者として決定することとする。

- 4 3により要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択するものとするが、産地営農体系革新計画と連携した取組については、要望額にかかわらず優先的に採択するものとする。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

第2 配分基準の考え方の見直し

各都道府県への配分については、取組主体ごとの成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

【調査票】

水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）の実施による事業効果等に係る調査

1. 経営面積

(単位：a)

	田	畑	樹園地	牧草地		合計
自己所有						
借入						
合計						

2. 生産状況

区分	作物	作付面積 (a)		生産量 () ②	10a 当たり単収 () ②/①
			収穫面積①		
事業実施 前年度 (年)	水稻				
	大豆				
	小麦				
	豆類				
	〇〇				
合計					
成果目標 年度 (年)	水稻				
	大豆				
	小麦				
	豆類				
	〇〇				
園芸作物					
合計					

3. 販売状況

区分	作物	販売量① ()	販売額② (千円)	販売単価 (②/①) ()
事業実施 前年度 (年)	水稻			
	大豆			
	小麦			
	豆類			
	〇〇			
合計				
成果目標 年度 (年)	水稻			
	大豆			
	小麦			
	豆類			
	〇〇			
園芸作物				
合計				

注：生産量、単収、販売量、販売単価の単位は、kg、kg/10a、円/kg等適当な単位により記入。

4. 経営収支

(千円)

区分		事業実施 前年度 (年)	成果目標 年度 (年)	同左作物の 10a当たり換算	10a当たりの 県平均	
小計①						
農業粗収益	うち補助金	米の直接支払 交付金				
		畑作物の直接 支払交付金				
		水田活用の直 接支払交付金				
		その他 ()				
		その他 ()				
農業経営費	種苗・苗木費					
	肥料費					
	農業薬剤費					
	光熱動力費					
	諸材料費					
	土地改良・水利費					
	賃借料・料金					
	租税公課					
	建物費					
	自動車費					
	農機具費					
	生産管理費					
	労働費					
		うち家族③				
		うち雇用				
	支払利子					
支払地代						
小計②						
農業所得 (①－②)						
〃 (家族労賃除く①－②＋③)						

注1：農業経営費については、包装資材料、市場手数料、農協手数料等の出荷経費があれば、併せて記入。

注2：組織法人経営等の場合は、家族労賃を構成員労賃に置き換えること。

注3：家族経営の場合の家族労働費は、生産費調査と同様に平均賃金×労働時間で算出。

ただし、この場合の労働時間は、生産過程に関わる労働時間だけでなく、販売活動や経営管理も含む年間の労働時間とする。

注4：10a当たりの県平均が不明の場合は、市町村あるいは地区平均等でもさしつかえない。その場合は「〇〇市平均」等と記入。

5. 労働時間

(時間)

区分		事業実施 前年度 (年)	成果目標 年度 (年)	同左作物の 10a当たり換算	10a当たりの 県平均
全体		栽培管理			
		収穫調製			
		その他			
		合計			
	うち 家族労働	栽培管理			
		収穫調製			
		その他			
		合計			
	うち雇用	栽培管理			
		収穫調製			
		その他			
		合計			

注：10a当たりの県平均が不明の場合は、市町村あるいは地区平均等でもさしつかえない。
その場合は「〇〇市平均」等と記入。

6. 園芸作物の販売先ごとの価格・販売量

	系統出荷 (農協)	直接販売				その他 ()
		()	()	()	()	
販売量 ()						
販売額 (千円)						
単価 ()						

注1：販売量、単価の()内に適当な単位を記入。

注2：直接販売の()及びその他の()については、小売店(米穀店、量販店)、外食・中食業者、食品加工業者、生協、直売所、消費者、その他(具体的な販売先を記入)から選択。

水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進） の事業効果等調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）（以下「本事業」という。）申請要領第8の7に基づき、本事業の実施による農業経営の変化等の事業実施による効果を把握し、今後の施策立案等に反映させるため、成果目標年度の翌年度に提出していただくものです。

2. 調査の対象

本調査は、本事業を活用した都道府県に対して、御協力いただく調査です。
都道府県にあつては、本事業を活用した取組主体ごと又は当該取組主体のうちより事業成果のあつた産地を抽出し、調査を行ってください。

3. 調査事項

本事業の実施前及び実施後における生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間等とします。

4. 調査報告時期

調査報告時期は、本事業の成果目標年度の翌年度とします。

5. 調査方法

本調査は、都道府県が選定した取組主体に対し、別紙6「調査票」を用いて調査を行います。

6. その他

調査報告時期は成果目標年度の翌年度となりますが、あらかじめ本調査の対象となる取組主体への調査表の配布、調査内容の確認等、円滑な調査の実施に御協力いただくようお願いいたします。